

令和5年度輸出環境整備推進委託事業

(輸出事業者登録推進事業（中華人民共和国の輸入規制に対応するための体
制整備実証調査事業))

事業報告書

令和6年3月28日

受託者：一般財団法人新日本検定協会

目 次

1. はじめに.....	3
2. 事業の目的.....	3
3. 事業の実施期間.....	3
4. 事業の概要.....	3
5. 事業の結果.....	5

◆添付資料

添付資料1：申請情報とりまとめ表

添付資料2：中国向け輸出食品の製造等企業登録についてリーフレット

添付資料3：国際貿易シングルウインドウの登録方法のマニュアル

添付資料4：問合せ対応記録

添付資料5：附件4 添付資料例

① 4-1-5 はちみつ

② 4-2-1 食用油脂及び搾油原料

③ 4-2-2 餡入り小麦粉製品及び4-2-3 食用穀物

④ 4-2-4 穀類製粉工業製品及び麦芽、4-2-5 生鮮及び乾燥野菜並びに乾燥豆類、及び4-2-8 ドライフルーツ

⑤堅果及び種子類

⑥4-2-7 調味料

⑦4-3-4 保健食品

⑧4-3-5 特別用途食品

1. はじめに

中華人民共和国（以下「中国」という。）にて「輸入食品国外生産企業登録管理規定」（税関総署令第248号）（以下「新規定」という。）が2022年1月1日に施行され、農林水産省において令和5年度輸出環境整備推進委託事業（輸出事業者登録推進事業（中華人民共和国の輸入規制に対応するための体制整備実証調査事業））が実施されることとなった。弊協会（一般財団法人新日本検定協会）において本事業を受託したので、本事業の実施結果を報告する。

2. 事業の目的

新規定によると、指定品目（新規定第7条に規定された品目。以下同じ。）については生産国の管轄当局において登録を行った上で管轄当局から中国当局へ登録申請し、指定品目以外は企業自ら中国当局へ登録することとされている。

中国向け指定品目を取扱う施設及び漁船の登録手続きについては、施設の衛生管理を含む様々な資料を英文にて準備する必要がある。また、指定品目以外は中国当局のホームページにアクセスし、中国語又は英語で企業の情報の入力や登録に必要な資料をアップロードする必要がある。

本事業では、指定品目を取扱う施設（水産食品を取扱う施設を除く、以下同じ。）及び漁船の認定のための事前審査、問合せ対応等を行い、指定品目の登録手続き体制整備の実証を行うとともに、指定品目以外についても登録手続きの問合せ対応等を行い、中国向けの農林水産物・食品の輸出の円滑化に資することを目的とした。

3. 事業の実施期間

令和5年4月3日～令和6年3月28日

4. 事業の概要

（1）中国向け指定品目を取扱う施設及び漁船の認定・変更・廃止のための事前審査及び問合せ対応

①中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、eMAFFを通じてなされた中国向け指定品目を取扱う施設からの申請に対し、中国当局が随時公表している新規定の内容及び登録手続を新規定、新規定の解説文書、新規定のガイドライン、中国政府が運用する国際貿易シングルウィンドウ（<https://www.singlewindow.cn>）（外部リンク）の「輸入食品海外製造企業登録管理応用」ページに係るマニュアル等の新規定関係文書、中国輸入通関手続に必要なHSコードに係る情報並びに中国及び日本の食品安全関係規定（以下「新規定関係情報」という。）を踏まえた上で（当該関係文書に日本語訳がない場合も自ら翻訳等行い理解した上で）、申請品目が要綱上の「中国向け輸出農林水産物・食品」に該当するか、申請（届出含む、以下同じ。）に必要な書類が添付され正しく記載されていること及び手数料の納付（手数料が不要となる申請を除く）があったことを確認（収入印紙が農林水産省輸出・国際局輸出支援課（以下「事業担当課」という。）に郵送されたことを確認）した。要綱3（2）に基づき、申請内容・書類の確認を行い、申請内容に不備・書類の不足等ある場合は申請者にその旨の連絡を行い、修正などを指導した。申請は最大400件程度（1件6時間程度の審査）を当初想定としたが、事業期間内の申請対応

数は合計 113 件（新規申請 26 件、変更承認申請 75 件、廃止届 12 件、2022 年度からの対応継続案件を含む）であった。

②「中華人民共和国向け輸出水産食品を取り扱う冷凍又は冷蔵機能（電力を有するものに限る）を有する漁船の登録手続について」（以下「通知」という。）に基づき中国向け指定品目を取扱う漁船からの申請について、事業担当課からの依頼に基づき事前審査を行う体制を整備した。申請は当初最大 100 件程度（1 件 6 時間程度の審査）を想定としたが、事業期間内に漁船に関する申請はなかった。

③上記①及び②に係る中国向け指定品目を取扱う施設及び漁船の登録方法、申請資料に係る問合せ等について要綱及び新規定関連情報を踏まえ、専用の電話及びメール窓口を設置して対応した。事業期間中の指定品目についての問合せ対応件数は以下の通りであった。

指定品目問合せ件数（2023 年 4 月 3 日～2024 年 3 月 15 日までの速報値）

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
件数	23	13	12	5	11	10	5	12	4	2	3	1	101

（２）リストの整理・更新・とりまとめ

中国へ登録申請した施設・漁船情報（既登録施設・漁船を含む）について、申請情報（カテゴリー及び製品コード含む）及び中国における登録情報（カテゴリー及び製品コード含む。）の整理・更新・とりまとめを実施した。とりまとめには中国当局提出以降に生じた変更申請等の内容も含めた。作成した「申請情報とりまとめ表」を添付資料 1 として提出する。

（３）指定品目以外の登録方法についての問合せ対応

新規定関係情報を踏まえた上で、中国向けに指定品目以外を取扱う施設について、下記（４）のリーフレットを元に、施設からの登録方法に係る問合せ対応を専用の電話及びメール窓口（（１）③と同じ）を設置して実施した。なお、技術的なトラブル等に関する問合せのうち中国税関へ確認を要する内容については、事業担当課と相談の上中国税関ホットラインを用いて中国税関に直接照会対応（中国語）可能な体制を整備した。事業期間内に中国税関に直接照会を行う事例はなく、事業期間中の指定品目以外及び品目不明な問合せ件数は以下の通りであった。

指定品目以外及び品目不明な問合せ件数（2023 年 4 月 3 日～2024 年 3 月 15 日までの速報値）

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
件数	82	64	62	49	50	35	29	35	36	41	19	12	514

（４）リーフレットの更新

「新規定関係情報」を踏まえた上で（当該関係文書に日本語訳がない場合も受託者自ら翻訳等行い理解した上で）、最新情報を踏まえ以下のリーフレットを更新した。作成したリーフレットを添付資料 2 及び 3 として提出する。

①中国向け輸出食品の製造等企業登録について(2022 年度版)リーフレット

(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2.html> に掲載)

②「国際貿易シングルウィンドウ」の登録方法のマニュアル

(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html> に掲載)

(5) 事業報告書の作成

本事業において実施した内容は上記(1)から(4)に記した通りである。(1)及び(3)にて対応した問合せのうち、主な内容は次の通りであった。また全問合せの内容をまとめた添付資料4:「問合せ対応記録」を提出する。

主な問合せ内容

シングルウィンドウ操作方法及び添付書類についての問合せ	133 件
HS/CIQ コードについての問合せ	34 件
越境 EC の取扱いについての問合せ	14 件
eMAFF の操作に関する問い合わせ	46 件
パスワード、アカウントについての問合せ	5 件
その他	383 件

この他、事業担当課と相談の上、農林水産省 HP 上で公開している附件4 添付資料例について、これまでの事例を参考に内容をアップデートしたものを作成した。事業者がそのまま資料作成のテンプレートとして利用できるよう、Excel ファイルで作成した。添付資料5「附件4 添付資料例」として提出する。

5. 事業の結果

本事業の実施により、中国向け食品輸出事業者の登録手続きの推進に一定の成果が得られたと考える。

2021 年 8 月より始まった中国向け輸出食品の製造等企業登録の手続きは、直接中国当局へ手続きをする指定品目以外も含め、その後の度重なる中国当局側の要求事項の変更、シングルウィンドウシステムの仕様変更等により、多くの事業者にとって制度全体の理解とその対応に苦慮するものとなっていた。問合せ窓口対応では、指定品目の手続きについて詳細を説明した上で問合せ者の輸出商品とその HS/CIQ コードを確認し、必要な手続きへ進めるようアドバイスをするなど、細かなサポート業務を行った。それでも附件4 添付資料の作成等については、多くの事業者が適切な資料を準備できず、繰り返し差し戻しを行って修正が必要な箇所を指摘し、修正を促す必要があった。附件4 の資料作成に当たっては、要求事項の正確な理解とそれに対応するため中国食品安全関連法規についての知識の習得が欠かせないため、今後もセミナー開催などによる理解促進の取り組みが必要であると考えられる。

特に 2021 年度に認定された事業者の附件4 関連追加資料の提出に関する変更承認申請は、前年度の委託事業である令和4 年度輸出環境整備推進委託事業（輸出事業者登録推進事業（中華人民共和国の輸入規制対応支援調査事業）にて事業者を支援したが、申請に対する中国当局側からの指摘事

項等への対応は本年度まで持ち越されて継続したものも多かった。また、一旦承認された後にご記載による住所、社名などの修正変更が必要な事例や、商品追加による変更承認申請の事例もあり、中国当局による承認を受けた後も継続したサポートが重要であることが分かった。

今後、登録施設数が増え、登録完了からの時間が経過するにつれて、商品追加や代表者交代による変更承認申請の要望が増加するものと考えられる。さらに、多くの登録施設が 2021 年の 11 月から 12 月にかけて初回承認を受けていることから、有効期限の切れる 2026 年末の 1 年から 1 年半前となる 2025 年度中には、延長申請に関する問い合わせ相談が急増することが推測される。

指定品目以外についての問合せ数は、時間が経過するにつれ減少してきており、制度全体の周知はある程度行き届いたと考えられるが、HS/CIQ コードの変更やシステムの仕様変更などは発生しており、それに伴うトラブル案件や相談事例は継続している。特に適切な HS/CIQ コードの確認は登録手続きには必須であり最も重要であるため、引き続き事業者への周知を継続してゆくことが望ましいと考える。

農水省 HP に公開されている指定品目以外のリーフレットに関しては、多くの事業者が参照しており、登録手続きの参考として活用されていると考えられるが、変更申請や延長申請についての解説は少ないため、今後内容を補足することが望まれる。しかしながら現状のデモ登録データでは変更申請や延長申請の画面表示や操作を確認することができない。今後の動作確認のためにも変更申請、延長申請のできるデモ登録データの用意を希望する。

以上、本報告書を今後の円滑な登録申請にご活用いただきたい。

中国向け輸出食品の 製造等企業登録について

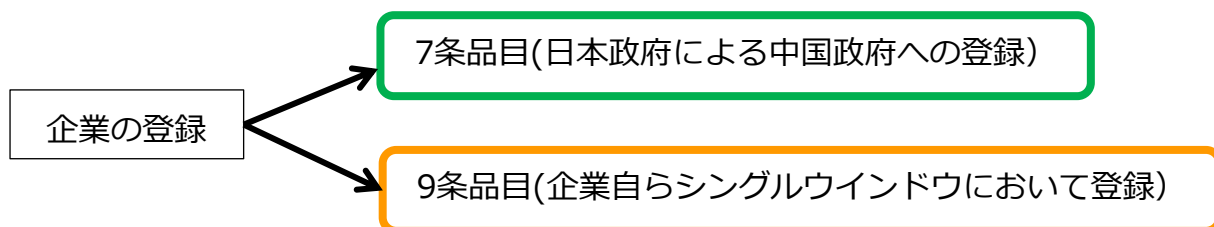
中国政府は、2022年1月1日、中国に輸入される食品の製造等を行った企業の登録を求める「輸入食品海外製造企業登録管理規定」（税関総署令第248号、以下「新規定」という）を施行しました。

これにより中国へ食品を輸出するためには、製造等を行った企業の登録が必要となりました。

＜品目による登録方法の違い＞

新規定では特定の品目（7条品目）については製造等を行った企業を日本政府が中国政府に登録することが求められています。

特定品目（7条品目）以外の品目（9条品目）については、企業自らが中国政府に登録することが求められています。



1. 登録手続きが必要な企業

中国向けに食品を最終製造・加工又は最終貯蔵・保管する施設（企業）
（食品添加物、包装材などの食品関連製品の製造、加工、貯蔵企業は除く）

2. 日本政府による中国政府への推薦が必要とされている品目（7条品目）

（新規定に政府推薦が必要として記載されている品目）

- ・肉及び肉製品 ・ケーシング（腸衣）・水産物 ・乳 製品 ・ツバメの巣及びツバメの巣製品
- ・ミツバチ製品 ・卵及び卵製品 ・食用油脂及び搾油原料 ・餡入り小麦粉製品 ・食用穀類
- ・穀類製粉工業製品及び麦芽 ・生鮮及び乾燥野菜並びに乾燥豆類 ・調味料
- ・堅果及び種子類 ・ドライフルーツ ・未焙煎の珈琲豆及びカカオ豆 ・特別用途食品
- ・保健食品

具体的には中国輸入申告時のHS・CIQコード13桁が国際貿易シングルウィンド検索（Product typequery）において、輸出国政府推薦が必要とされている農林水産物・食品

3. 企業自ら中国政府への推薦が必要とされている品目（9条品目）

上記2以外の食品

3. 日本政府による中国政府への推薦が必要とされている品目(7条品目)かどうかを確認する方法

新規定7条に規定される品目は、**10桁のHS code及び3桁のCIQ code**で構成される製品品目で分類されます。

分類は国際貿易シングルウィンドウ (<https://cifer.singlewindow.cn>) にアカウント作成・ログインすることにより、Product type queryで検索、確認することができます。

シングルウィンドウのメインメニュー**Product type query**をクリックし、Screening conditionsにHS code、Product name、CIQ code等を入力して品目を検索します。

Officially recommended registrationの欄が**Yes**となっているものが政府による推薦が必要な品目(7条品目)です。**No**となっている品目については9条品目ですので、企業自らシングルウィンドウへの登録を行い、中国当局の承認を受けてください。

※中国当局は登録を求める品目のリストを追加、更新、変更しているため、中国向けの輸出食品を製造している皆様は自らが取扱う品目の推薦の要否を適宜確認するようにしてください。

The screenshot shows the 'China Import Food Enterprise Registration' website. The left sidebar has a menu with 'Product type query' highlighted. The main area displays a search results table. A red box highlights the 'Officially recommended registration' column, and a red arrow points to it from a box labeled 'ここで確認します'.

Order No.	HS code	Product name	CIQ code	CIQ name	Product range	Product category	Officially reco...	Remarks
5151	2208909099	Other distilled spirits and spirituous beverages	104	Other distilled spirits and spirituous beverages (other spirits not elsewhere specified or included)	Alcoholic beverages	Distilled spirits and prepared	No	-
5152	2209000000	Vinegar and substitutes for vinegar obtained from acetic acid	104	Vinegar and substitutes for vinegar obtained from acetic acid (with the approval number of health food)	Functional foods	Functional foods	Yes	-
5153	2209000000	Vinegar and substitutes for vinegar obtained from acetic acid	103	Vinegar and substitutes for vinegar obtained from acetic acid (other condiments and seasonings not elsewhere specified or included)	Seasoning (excluding sugar)	Other Seasoning	No	-
5154	2209000000	Vinegar and substitutes for vinegar obtained from acetic acid	101	Vinegar and substitutes for vinegar obtained from acetic acid (blended vinegar)	Seasoning (excluding sugar)	Vinegar	No	-
5155	2209000000	Vinegar and substitutes for vinegar obtained from acetic acid	102	Vinegar and substitutes for vinegar obtained from acetic acid (other vinegar)	Seasoning (excluding sugar)	Vinegar	No	-
5156	2306900000	Cocumotor dried coconut croquettes and solid residues	201	Cocumotor dried coconut croquettes and solid residues (for other food processing)	Fruit products	Fruit powder	No	-
5157	2501001100	Edible salt	102	Edible salt (table salt)	Seasoning (excluding sugar)	Salt	No	-
5158	2853901000	Drinking distilled water (edible)	998	Drinking distilled water (edible)	Beverages and frozen beverages	packaged drinking water	No	-
5159	2853909010	Drinking purified water	998	Drinking purified water (edible)	Beverages and frozen beverages	packaged drinking water	No	-
5160	2936280000	Single vitamin E and its derivatives (whether or not in any solvent)	102	Single vitamin E and its derivatives (whether or not in any solvent) (with the approval number of health food)	Functional foods	Functional foods	Yes	-

Product type query

ここで確認します

4-1. 日本政府による中国政府への推薦が必要とされている品目(7条品目*)の申請に必要な資料等

(*) 「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく中国向け輸出水産食品、動植物検疫協議未合意及び放射性物質規制により輸出が出来ない農林水産物・食品を除く。

① 次のいずれかの書類

- ・食品衛生法に基づく営業許可証
- ・食品衛生法に基づく営業届出を行ったことを示す書類
(食品衛生申請等システム上の営業届出情報閲覧画面の印刷)
- ・条例に基づく営業許可証 (有効なものに限る)
- ・条例に基づく届出書の写し

② 食品衛生監視票の写し

- ・許可業種は有効期間の1年前からのものに限る
- ・届出業種は直近の監視の際に交付されたものに限る

③ 登録手数料(10,400円)分の収入印紙を要綱別添(別紙様式1-1関連)に貼付したもの

④ 別紙様式1-1の申請書及び要綱別紙(別紙様式1-1関連)

以下のHPリンクに記載の別紙様式1~5(WORD)をご利用ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china

⑤ 要綱別紙様式6

以下のHPリンクに記載の要綱別紙様式6を利用・入力し添付してください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china

⑥ 新規定ガイダンス附件4(下記ア～ウの書類)

ア) 附件4の書類(申請カテゴリーに対応する様式(中文)(外部リンク:中国語)を利用すること。全て英文にて企業(施設)名称、企業(施設)所在地、記入日及び適合性の判定欄を記入する。(登録コード及び「主管当局の確認」列を除く)
(word形式)

イ) 附件4の添付資料(英文)

ウ) 附件4の添付資料の目録(日英)

以下のHPリンクに記載の新規定ガイダンス附件4*をご参照ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china

⑦ シングルウィンドウ入力情報

シングルウィンドウへの入力方法は以下のURLをご覧ください。「中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る企業自ら中国政府に登録が求められる品目の登録方法について」

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html>

4-2. 日本政府による中国政府への推薦が必要とされている指定品目(7条品目*) の手続きの流れ

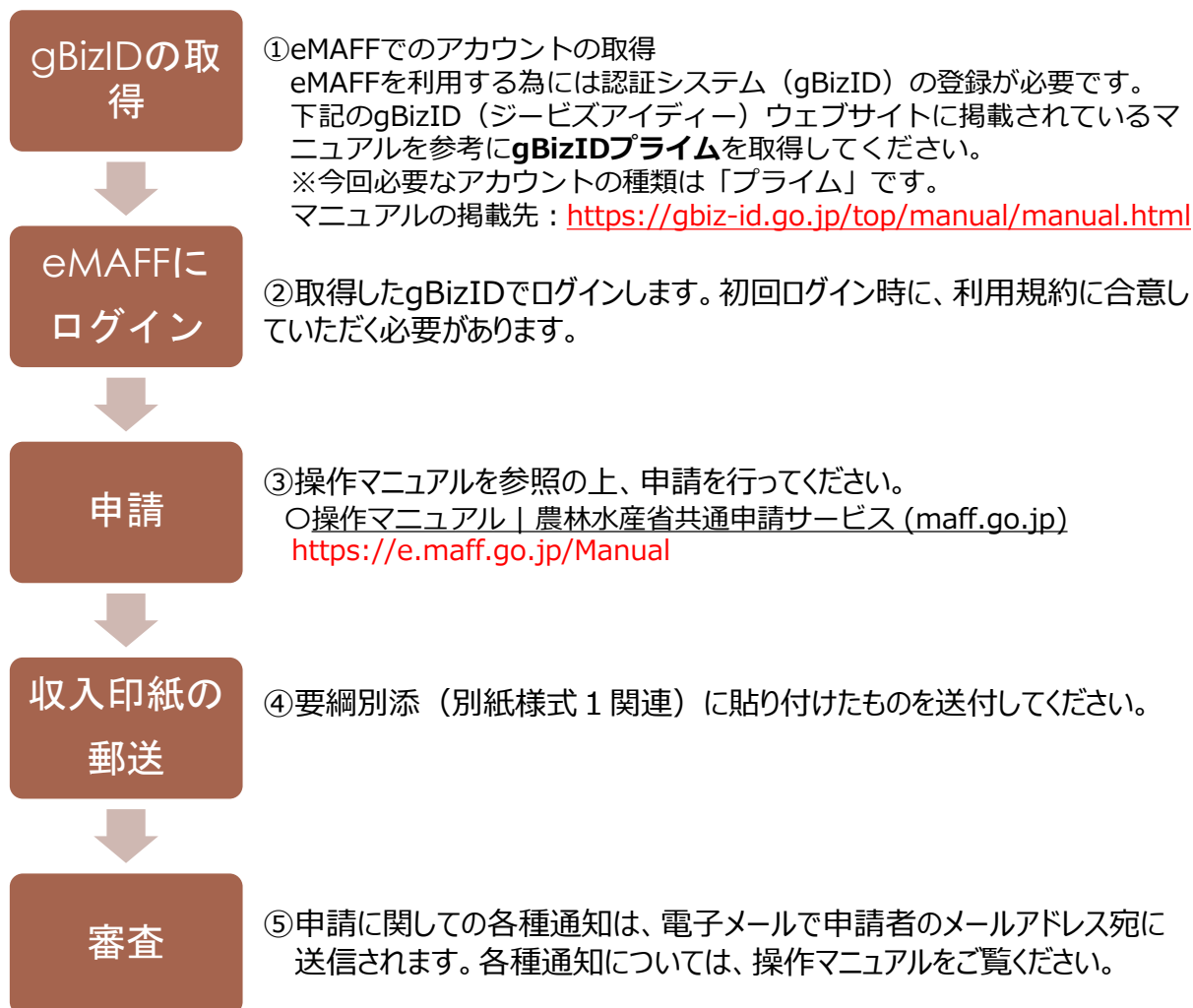
申請は「中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱」に基づいて農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を通じて申請を行ってください。



下記サイトに詳しい情報が掲載されていますのでご参考ください。

- 中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る農林水産省における登録申請受付等について
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2.html>
- 新規定ガイドンス（仮訳）
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2-1.html>
- 中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る企業自ら中国政府に登録が求められる品目の登録方法について
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html>
- アジア | 証明書や施設認定の申請 輸出農林水産物・食品（製造等企業登録）
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china

4-3. eMAFFによる申請の流れ



・施設の設置者又は管理者である営業者（営業許可証の氏名又は届出所の氏名に一致）が当該許可を受けた、又は届出した施設と対応している施設を申請できます。当該営業者（代表者）においてgBizIDプライムを取得し申請してください。

・実際に作業される担当者がgBizIDプライムを取得した営業者（代表者）と異なる場合、担当者はgBizIDプライムのマイページ内で作成するgBizIDメンバーIDを取得する必要があります。

・行政書士等の申請代行者に申請を委任することもできます。代理申請について、詳しくは申請者用マニュアルをご覧ください。

4-4. シングルウィンドウへの登録

農林水産省へ申請後、農林水産省にて提出された資料を基に要件に適しているか審査され、問題が無ければ施設に対し認定番号が付与されます。

申請者は付与された認定番号をLocated Country (Region) Register Numberとしてシングルウィンドウのアカウントを作成し、申請情報を登録します。

シングルウィンドウに登録された情報を農林水産省が確認の上、資料等を添付して中国政府へ提出し、施設の登録を要請します。（概ね1カ月毎に実施）

シングルウィンドウへの登録については以下のURLをご覧ください。

- 中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る企業自ら中国政府に登録が求められる品目の登録方法について

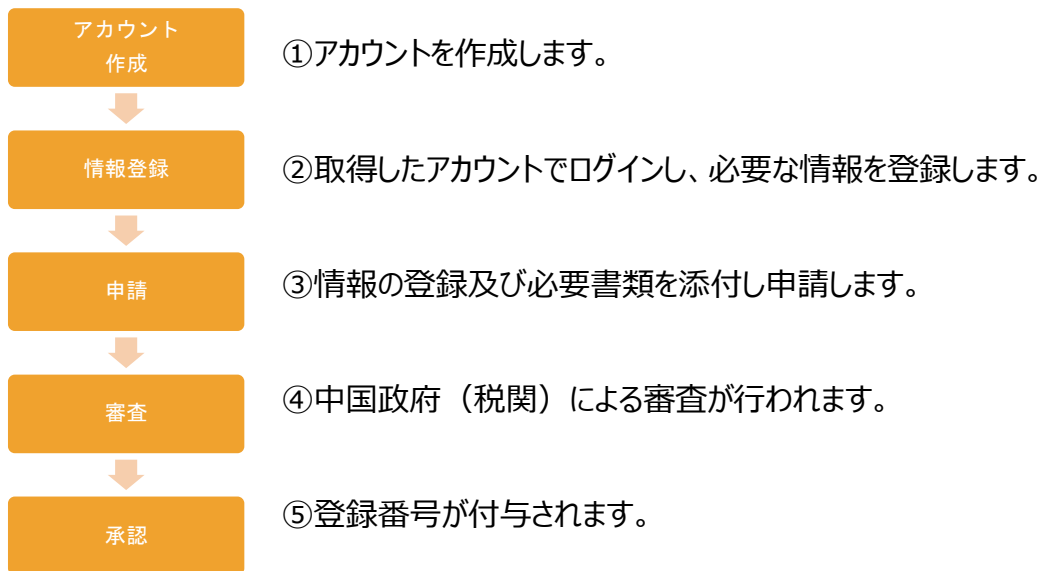
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html>

※中国向け輸出一食食用農産物の施設の認定手続きにつきましては、要綱の6ページ「4 中国向け一次食用農産物の施設の認定手続等」を参照ください。

5. 9条品目（企業自ら中国政府に登録が求められる品目）

企業自ら中国政府に登録が求められる品目(9条品目)については、企業が直接、中華人民共和国輸入食品海外製造企業登録管理システム（国際貿易シングルウィンドウ）（以下、「シングルウィンドウ」という。）へ登録申請を行います。（農林水産省への申請は不要です）

シングルウィンドウへの登録の流れ



申請はシングルウィンドウのWebシステムで行います。**使用言語は英語か中国語**です。
シングルウィンドウWebSiteのURL <https://cifer.singlewindow.cn>

※ブラウザはMicrosoft EdgeかGoogle chromeを推奨します。Internet Explorerでは正しく作動しない可能性があります。

シングルウィンドウへの登録については以下のURLをご覧ください。

○中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る企業自ら中国政府に登録が求められる品目の登録方法について

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html>

お問合せ窓口

農林水産省では新規定への対応のため、
専用窓口を設け、食品事業者の皆様の申請手続きに対応いたします

中国向け輸出食品の製造等企業登録に関する お問い合わせ

専用窓口(委託先)：一般財団法人新日本検定協会 食品営業グループ

メールアドレス sk-exportfd@shinken.or.jp

電話番号 **045-534-7392**

(受付時間 9:00～17:00、土日祝日を除く)

eMAFFの使用方法・操作に関するお問い合わせ

Webフォーム、メール、お電話で共通申請サービスのシステムに関するお問合せをすることができます。なお、申請内容などに関するお問合せについては、申請者用マニュアル第2.08版 5.4 申請に関するお問合せをする P144をご覧ください。

<農林水産省共通申請サービス問合せ窓口>

メールアドレス system-helpdesk@emaff-ks.jp

電話番号 **0570-550-410**(ナビダイヤル)

※お電話の場合、通話料はお客様負担となります。

お電話の受付時間：平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）